

「ポジティブ教育推進事業」動画作成配信業務委託仕様書

1 概要

子どもの自己肯定感や互いを思いやる心を育成する観点から、福井県が推進する「ポジティブ教育」を家庭へ普及啓発する動画コンテンツを作成し、広く発信することによって、学校と家庭の両輪で子どもの成長を後押しすることを目的とする。

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 制作方針

福井県が示したコンセプトに基づき、動画の企画、構成、撮影、編集、配信までを一括して実施し、視聴者の共感を呼び、県の取組みへの理解を促進するような質の高い動画コンテンツを企画・制作すること。

4 委託業務内容

具体的に以下の業務を実施すること。

- (1) 動画コンテンツの作成業務
- (2) 企画およびコンテンツ制作に係る管理運営業務
- (3) 動画配信に関する業務

(1) 動画コンテンツの作成業務

【企画、構成】

県の示すコンセプト（「子どもがポジティブになるための家庭での声かけ・接し方」の創出等）に基づき、動画および付随する解説コンテンツの全体企画を行うこと。企画にあたっては、以下の2点の視点を盛り込み、県民(保護者)に対し最大の普及啓発効果が見込まれる構成とすること。

- 1. 課題提起（日常的な場面）： 視聴者(保護者)の共感を呼び、自身の状況として捉え、子どもへの声かけや接し方を改善しようと思わせるような絵コンテ（子どもにも伝わりやすい内容等）の動画。
- 2. 課題解決（解説コンテンツ）： 上記動画で提起された課題や、視聴者(保護者)が抱く感情に対し、専門的知見から具体的な解決策や思考の転換を促す「アンサー（解）」となるコンテンツ。

提案内容に基づき、県と協議の上、全体の企画・構成案を決定すること。構成案については、絵コンテ、字コンテ、記事構成案等、内容が具体的にわかる形式で提示し、県の承認を得ること。なお、決定した企画・構成案にかかわらず、業務の進捗状況等を踏まえ、県と受託者で随時協議を行い、より効果的な内容となるよう柔軟に検討、対応すること。

(2) 企画およびコンテンツ制作に係る管理運営業務

ア. 監修・取材

解説コンテンツの作成にあたっては、教育学、発達心理学、教育心理学または子どもの発達心理学等に関する専門的知見を有する有識者、または当該分野において発信力を持つ著名人（以下「有識者等」という。）を選定し、監修を依頼すること。有識者等の選定にあたっては、県と協議の上決定すること。なお、有識者等への謝金、旅費および調整に係る経費は本業務の委託料に含むものとする。

イ. 撮影・編集・制作

企画・構成案に基づき、必要な収録（収録スタジオ、アニメ制作者、ナレーターなどの必要な人材調整等を含む）、編集およびシナリオ、原稿作成等を行うこと。絵コンテやイラスト、BGM、ナレーション、テロップ等の要素についても、県と協議の上、効果的に使用すること。編集過程において、県による中間確認を複数回行い、その都度修正の指示を受けるものとする。県の校了を得るまで修正を行うこと。

1. 受注者は、動画に使用する BGM、効果音、画像等の素材について、各種動画配信プラットフォームでの商用利用（収益化を含む）が認められているもののみを使用するものとする。
2. 出演者の肖像権や絵コンテ・イラスト等の著作権及び公衆送信権について、配信に必要な一切の手続きを事前に完了させておくこと。

ウ. コンテンツの種類および規格

受注者は、以下の下記配信媒体の入稿規定（最新版）に準拠した動画ファイルをそれぞれ個別に作成し、県が指定するウェブサイトや SNS、配信媒体等で活用可能な形式で納品すること。

1. 広報普及啓発用ショート動画：3 本

① 動画の長さ（尺）：

- ・ 30 秒程度とし、縦型動画（1080×1920）等、SNS での活用を想定した形式
- ・ YouTube 用に冒頭のフックを強めた「YouTube 最適化版」と、TVer 用の「完パケ版」など、必要に応じてカット（構成）違いのバリエーション制作を受注業務に含むものとする
- ・ TVer 広告および施設サイネージの指定枠に完全合致させること

② 内容：

家庭での保護者と子どもの会話において、子どもがつまづいた時やストレスを感じている時に、子どもが前向きな気持ちになるための声かけや接し方について課題を提起し、視聴者の共感を喚起する内容。

（例：テストの結果が悪かった時、人間関係で悩んでいる時など）

2. 有識者等による解説・解決策コンテンツ：上記 1 に対応する解説記事等

規格：インタビュー動画、対談動画、またはウェブサイト掲載用のテキスト・画像コンテンツ（記事形式）等、提案により決定する。

内容：ショート動画で描かれた事象に対し、「なぜそのような思考・行動に至るのか」という背景の解説や、「どのようなコミュニケーションをとるべきか」、「具体的にどのようなアクションを起こすべきか」といった実践的なアドバイス（アンサーコメント）を含む内容とすること。

（３）動画配信に関する業務

1. 本業務において制作された動画は、「TVer（ティーバー）広告」「公式YouTube」「公共施設のデジタルサイネージ（ハイビジョン）」および SNS 等、その他メディア等にて配信を行うものとする。

配信媒体	解像度（ピクセル）	アスペクト比	推奨ファイル形式・コーデック
TVer（CM 枠）	1920×1080（CTV） 720×1280（SD/PC）	16：9	MP4（H. 264 / AAC-LC）※テレビアプリ配信時は両サイズセット納品
公式 YouTube その他 SNS	1920×1080 縦型動画（1080×1920）等	16：9	MP4（H. 264 / AAC-LC）
公共施設サイネージ	1920×1080	16：9	MP4（H. 264）※施設により異なる場合があるため要確認

- ・音声の平均ラウドネス値は、民放連技術規準 T-032 に準拠し、-24.0 LKFS（±1dB 以内）として制作すること。
- ・音声ピーク値は -3dBFS 以下とする。公共施設での無音・小音量再生を想定し、ナレーションや重要な音声情報にはすべて可読性の高い字幕（テロップ）を挿入すること。
- ・その他、配信媒体に応じて製作すること

2. 配信後 1 カ月以内に、受注者の責に帰すべき事由（誤字、音声不具合等）が発見された場合、受注者は速やかに無償で修正及び再納品・再配信の手続きを行うものとする。

5 業務スケジュール

基本的なスケジュールは以下のとおりとする。スケジュールの調整は県と協議の上行う。

（時期）	（県の対応）	（受託者の対応）
契約締結後	打合せ、コンセプト提示	企画・構成案の作成
～令和 8 年 11 月 始	修正指示	編集作業、成果物の調整
～令和 8 年 11 月 末	納品検査	成果物の納品
～令和 8 年 11 月 末	動画配信	配信状況の確認、
～令和 8 年 12 月 末	TVer 配信開始	配信状況の確認
～令和 9 年 1 月 始	公共施設サイネージ配信	配信状況の確認
～令和 9 年 3 月 末日		

6 留意事項

- ・受託者は本仕様書に基づき、県と協議のうえ、その承認を得て進めていくこと。
- ・業務遂行状況においては、随時報告を行うこと。
- ・業務を遂行する上で必要な事務費、旅費等は契約金額に含むものとする。
- ・委託業務期間はもとより、委託業務期間終了後も当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、受託業者と県が必要に応じて協議する。

7 著作権

- ・本業務によって発生した著作・制作物に係る著作権法上の一切の権利は、福井県教育庁義務教育課に帰属する。
- ・成果物は、福井県教育庁義務教育課の判断により随時使用・複製できるものとする。また、著作権については、将来にわたり行使しないものとする。
- ・成果物を二次利用等可能なものとし、次年度も継続的に使用するものとする。
- ・本業務の完了後、万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受託者の責任において処理、解決すること。
- ・制作物について、BGM やキャラクター等に関する著作許可や使用許可は受託者が執り行う。

8 権利関係と審査（考査）への協力

- ・本動画に使用する絵コンテ、音楽、画像、フォント、ナレーション等の権利は、Web 配信（TVer・YouTube、その他 SNS 等）および公共空間における上映（サイネージ）を含め、一切の商用利用・公衆送信の許諾を得たもの、または受注者が権利処理を完了したものに限る。
- ・TVer の素材考査や、公共施設の放映審査において表現の修正指示・指摘があった場合、受注者は納期に影響のない範囲で、速やかに無償で修正対応を行うものとする。

9 業務の再委託

本委託業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、事前に福井県と協議の上、その了承を得た場合は、この限りではない。

10 納品場所

福井市大手 3 丁目 17-1 福井県庁 11 階 教育庁義務教育課ふるさと教育グループ

11 その他

- ・本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可等の手続き等においては、原則として受託者が施行して行うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度県と受託者が協議して決定するものとする。

12 留意事項

- ア 県が必要であると認めるときは、業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を行うこと。
- イ 制作に際して必要な旅費は、契約金額に含むものとする。
- ウ 委託業務期間中はもとより委託業務期間終了後も、当該事務で知り得た機密、個人情報などについて他に漏らしてはならない。
- エ 成果品において、重大な誤りがあった場合は、回収、修正、再制作等の必要な処置を講ずること。

13 関係帳簿の整理保管

本委託業務に要した経費については、帳簿、支出書類等を整備するとともに、業務完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管すること。